

惺窩校正本「反感歌」について

大石真由香

はじめに

北村季吟が『万葉拾穂抄』執筆の際に用いた底本は、仙覚本とは異なる本文を有する所謂、惺窩校正本であることが知られている。この独自本文については高野辰之氏⁽¹⁾が冷泉家本系の一本に由来するのではないかと推測されたが、筆者は天理図書館所蔵「古活字本万葉集」書入を用いて惺窩校正本の枠組について再検討し、全巻に亘って見られる様式・本文の改変が藤原惺窩によるものである可能性が極めて高いことを論じた⁽²⁾。しかしながら、拙稿を含めこれまでの論は、惺窩（あるいは冷泉家伝本）がどのように本来の形を変えてしまったかというところに重点が置かれ、惺窩校正本によって改変された歌本文から、一首の歌がどのように理解されるかという視点が不足していたように思う。

この視点をもつてしなれば、惺窩校正本において様式のみならず序や歌本文にまで及ぶ改変が行われた意図を十分理解できないのではないか。

惺窩校正本において歌本文にまで大幅な改変が加えられているのは、巻五・800歌、巻二十・4465〜67歌の二歌群である。本稿ではこの二歌群のうち、巻五・800歌を取り上げ、近世期の諸注釈を参考にしつつ⁽⁴⁾、惺窩校正本「反感歌」がどのような作品として仕上がっているのかについて考えたい。

一 惺窩校正本「反感歌」序

惺窩校正本の零本に、高野辰之氏旧蔵の紙背文書がある。これは、賀古宗隆が藤原惺窩に宛てた書状二十四枚の紙背に惺窩が自身で日本書紀神代卷および『万葉集』の二歌群

(卷五・800)801、卷二十・4465)67の序及び歌)を書きつけ、朱で校正したものであるという⁽⁵⁾。そこで、惺窩自筆本と目されるこの高野氏旧蔵紙背本によって、惺窩校正本「反惑歌」の解釈を考えてみたい。ここに高野氏旧蔵紙背本800歌の序および歌本文をあげる。なお、惺窩校正本の底本は仙覚文永三年本系の一本である可能性が高い。そこで今回、惺窩校正本との比較には、文永三年本系の最善本である西本願寺本を用いることとする。

〔凡例〕

- 一、清濁は原本のままとし、字体は通行のものに改める。改行は必ずしも原本に従わない。
- 一、引用内の「**一**」は欄外挿入であることを表す。
- 一、両本の主たる異同箇所番号・傍線を私に付す。以下、傍線はすべて私による。

【高野氏旧蔵紙背本】

カハサヒシマドヒヲ 長歌一首并
反レ 惑歌 兼短歌一首
①或ハ人②知レ 有ニ 父一母一、忘ニ於 孝一養一 ③
不レ 顧ニ 人一倫一、輕ニ 於 脱一屣一、自 称ニ ④ 離レ
俗 先一生一、意一氣一 雖 揚ニ 青一雲一之上、 ⑤
心志 猶在ニ 塵一泥一之中、 未レ 驗ニ 修一得道一之聖一、 蓋一是 ⑥ 亡レ 命 之民 也、 所一以 ⑦ 指ニ

【西本願寺本】

令反惑ノ情歌一首并序
①或ハ有テ人②知テ敬コトヲ 父母ヲ忘レ於待養ヲ ③不レシテ 顧妻子
輕ス於脱一屣一 自稱シテ ④畏一俗先一生一 意一氣 雖トモ 揚 青雲
之上 ⑤身一 猶在テ 塵一俗一之中 未ス 驗セ 修一 行得道一之聖一
蓋シ是レ ⑥ 亡一 命山一 沢之民ナリ 所一以ニ ⑦ 指一 示シテ 三綱一 更ニ
開ク 五一 教一 遺之 以レテ 歌ヲ 令シム 反サ其ノ惑一ヒヲ 歌曰

示【三徳更開】五ノ教一、遺レ之以レ歌、令レ反ニ其惑一、
示シテ以テ歌ヲ反シテ其ノ惑ヲ

父母乎、美礼婆多布斗斯、
チハ、ハ、ツ、ミレハタフトシ

⑧ 妻夫美礼婆、米具斯宇都久志、
メコミレハ、メクシウツクシ

⑨ 通路得奴、兄弟親族、通路得奴、老見幼見、
ツカコトナ、ハコトナ、ツカコトナ、カヒコトナ

言問交之、余能奈迦波、加久叙許等理、母智騰利乃、
コトヒカハシ、ヨノナカハ、カクソコトワリ、モチナトリノ

可良久波志母与、
カカラハシシモヨ

⑩ 宇既具都遠、奴伎都流其等久、布美奴
ウキキツツ、ヌキツルコトク、フミヌ

伎提、由久智布比等波、伊波紀欲利、奈利提志比等迦、
キテ、ユクチフヒトハ、イハキヨリ、ナリテシヒトカ

名能良佐祢、
ナノラサネ

⑪ 阿米奈良婆、阿米乃麻尔麻尔、都智奈良婆、
アマナラハ、アミノマニマニ、ツチナラハ

大王伊摩周、許能提羅周、日月能斯多波、阿麻久毛能、
オホキミイマス、コノテラス、ヒツキノシタハ、アマクモノ

迦夫周伎波美、多尔具久能、佐和多流伎波美、企許斯遠周、
カフスキハミ、タルクノ、サワタルキハミ、キコシヲス

伏 盪 谷 潜 之 涉 盪 御 食
フ、ウ、ヤ、カ、シ、ウ、ミ、ク

阿羅慈迦
アラシカ

父母乎、美礼婆多布斗斯、
チハ、ハ、ツ、ミレハタフトシ

⑧ 妻夫美礼婆、米具斯宇都久志、
メコミレハ、メクシウツクシ

⑨ 通路得奴、兄弟親族、通路得奴、老见幼见、
ツカコトナ、ハコトナ、ツカコトナ、カヒコトナ

言問交之、余能奈迦波、加久叙许等理、母智騰利乃、
コトヒカハシ、ヨノナカハ、カクソコトワリ、モチナトリノ

可良久波志母与、
カカラハシシモヨ

⑩ 宇既具都遠、奴伎都流其等久、布美奴
ウキキツツ、ヌキツルコトク、フミヌ

伎提、由久智布比等波、伊波紀欲利、奈利提志比等迦、
キテ、ユクチフヒトハ、イハキヨリ、ナリテシヒトカ

名能良佐祢、
ナノラサネ

⑪ 阿米奈良婆、阿米乃麻尔麻尔、都智奈良婆、
アマナラハ、アミノマニマニ、ツチナラハ

大王伊摩周、许能提羅周、日月能斯多波、阿麻久毛能、
オホキミイマス、コノテラス、ヒツキノシタハ、アマクモノ

迦夫周伎波美、多尔具久能、佐和多流伎波美、企许斯遠周、
カフスキハミ、タルクノ、サワタルキハミ、キコシヲス

伏 盪 谷 潜 之 涉 盪 御 食
フ、ウ、ヤ、カ、シ、ウ、ミ、ク

阿羅慈迦
アラシカ

まずは序について、仙覚本と異なる箇所を中心に、その差異の意味を検討する。

相違点①を、仙覚本では「或、有^テ人^ニ」とする。これは、「かういふ風な人がある」という程度の意味で、「その人名を挙げないで、或る一人を提示している」と解されている。惺窩校正本で「或人」とすることによって、以下に記すようなことが特別の人について言うものではなく、「ともすれば人はこうなってしまうものだ」という一般論になると考えられる。そうすることによって、当該歌を読む人が自分への訓戒としてこれを読むように誘導するねらいがあつたのではないだろうか。

相違点②は、仙覚本「知^レ敬^ル父母^ヲ忘^レ於^テ侍^レ養^フ」が、惺窩校正本では「知^レ有^ル父^ノ母^ヲ、忘^ル於^テ孝^ニ養^フ」となる。『万葉集』中の憶良の歌・漢詩文に『抱朴子』の影響が強く、当該作品も全体が『抱朴子』に拠っているという指摘が小島憲之氏にある。「敬父母」を知りながら、「侍養」しないというあり方も『抱朴子』などに見ることができ。しかし、惺窩校正本では「敬」を「有」に変えることにより、「人」が父母を敬い養うことなく軽んじる姿を描き出すものとなっている。一方、『万葉集略解』にも「宣長云、知の上不の字脱ちたるか。」とあり、宣長は「不知敬父母」とあるべきところで「不」を脱字したものと

と解釈していたことが分かる。近世期の知識人にとって、仙道修行をし得道することこそが世俗的な意味の「孝」であるとする道教的な発想は受け入れがたいものであつたと考えられる。

また、仙覚本にある「侍養」は『日葡辞書』や『節用集』には立項されておらず、中世・近世において父母への孝行を指す言葉は、惺窩校正本にある「孝養（ケウヤウ／カウヤウ）」であつたと見られる。『日葡辞書』に「Coyo. カウヤウ（孝養） 例、Burnouo coyo suru.（父母を孝養する） 子としての愛情をもつて父や母を扶養する」、「和漢通用集」に「孝養 佛事 おやにかうくの義」、文明本『節用集』に「孝養 佛事」などがある。また、『義経記』巻第一「常盤都落の事」に、

親の嘆き、子の思ひ、いづれもおろかならざれども、
親には子をいかげ代ゆべき。親の孝養する者は、堅牢
地神も納受したまふなれば、子共の為となりなんと思
ひつつ、……

の例がある。

相違点③の惺窩校正本「不^ズレ^テ顧^ル人^ノ倫^ニ」では、仙覚本の「妻子」を「人倫」に変更している。惺窩にとつて「人倫」は自らの儒者としての立場を確立するにあたって最も重視した言葉であつた。仙覚本の序冒頭に見える「父

母「妻子」の対は歌冒頭四句に対応しているが、惺窩校正本では「妻子」を「人倫」に変更することによって、序の後半に見える「三徳」「五教」という表現や、歌全体の内容と対応するよう、序冒頭で当該歌の主題となり得る表現を提示したのである。

相違点④「離^{ハナレ}俗^レ先^{ハナレ}生^ト」については、仙覚本の中でも「畏俗先生」「倍俗先生」など異同があり、現在も諸説が分かれている。¹⁴しかし、「離俗先生」の本文を持つ写本はなく、これも惺窩校正本の独自本文と考えられる。岸本由豆流『万葉集攷証』は、惺窩校正本を底本とする『万葉拾穂抄』の「離俗」説を引き、『淮南子』（人間訓篇）の「倍^レ世離^レ俗^レ」をその根拠としてあげている。

相違点⑤「心^{ココロ}志^シ猶^{ナラニ}在^リ塵^{チリ}泥^ニ之中^ニ」は、仙覚本では「身^ミ体^テ猶^{ナラニ}在^リ塵^{チリ}俗^ノ之中^ニ」となっている。仙覚本は「意気」（＝精神）と「身体」との対比となっており、分かりやすい。惺窩校正本ではあえて身体性を排除し、「意気」「心志」といういずれも精神性を意味する言葉でもって対比させている。

高野氏旧蔵紙背本の当該歌序は、過剰なほど丁寧に訓読されている。ここも「コ、ロダツイキザシ」「コ、ロネノヲモサシ」と訓が付されており、それぞれの訓読からその改変の意図を考えてみたい。まず、「いきざし」とは、『孟

子抄¹⁵』巻第二に「イキザシガ理ガ有バカワラヌゾ。理ガナケレバ気ザシガアライゾ。」とあり、感情的で道理を失った理想的でない状態と捉えられていたようである。一方、「おもざし」とは、『日葡辞書』に「Vomozaxi. ヲモザシ（面差）すなわち。 Vomotenofuji. (面ノ風情) 顔の表情；すなわち、人が心中に思い描いていることとか、したいと思っていることとかが推測されるような顔つき」とあり、「こころね」は「Coorone. ココロネ（心根）心の底、あるいは、心の中」とある。つまり、惺窩校正本では、荒々しく気負い・気概を感じさせるような振舞いはしているものの、顔の表情を見れば、心の奥底にある本心は俗世間に穢れている、と「離俗先生」を酷評するのである。身体性をあえて排除することで、「離俗先生」の精神性の穢れに言及し、形式的・身体的にのみ俗を離れることの愚かさ、無意味さを説いていると考えられる。

次に、相違点⑥は、仙覚本に「亡^{ナシ}命^シ山^ノ一^ツ沢^ノ之^ノ民^{ナリ}」とある部分が、惺窩校正本では「亡^レ命^シ之^ノ民^{ナリ}【也】」となり、「山沢」が削除される。「亡命山沢」は史書等にも確認できる表現である。

山沢に亡命し、軍器を挟蔵して、百日首さぬは、復罪ふこと初の如くせよ。（『統日本紀』慶雲四年七月十七日詔¹⁶）
凡そ叛謀れらば、絞。已に上道せらば、皆斬。（中略）

即し命に亡げ山沢にして、追喚に従はずは、謀叛を以て論せよ。其れ将吏に抗ひ拒へらば、已に上道せるを以て論せよ。
(賊盜律4・謀叛条^⑦)

仙覚本「亡人命山沢之民」からは、これらの例に見えるような、名籍を脱して「山沢」へと逃れ住む人物が想定されることになる。

「惺窩先生行状」^⑧には「先生幼くして学び、壮に至りて怠らず。釈老に出入し、諸家を閲歴し、兼ねて日本紀・万葉集・歴代倭歌・詩文等を習ふ。」と見え、惺窩が『日本書紀』や『万葉集』に関心を持っていたことが知られる。特に『日本書紀』については、神代巻を大幅改変したことが知られている。^⑨『続日本紀』等も読んでいた可能性は高く、惺窩自身は史書における「亡命山沢」の意味を理解していたと考えられる。その上で惺窩校正本において「山沢」を削除するのは、「亡命之民」に逃亡者とは違った人物像を与えるための措置であろう。

高野氏旧蔵紙背本の訓読に従えば、この部分は「みことのりをうしなひし民ならし」となる。「みことのり」とは「詔」、つまり大君の御言葉・御命令である。とすれば、「みことのりをうしな」うとは即ち、大君の御言葉を失う、大君の御命令に背くということになる。儒教道徳において重視される「三綱(三徳)五教」の中でも「君臣」のあり

方というのは最重要とされるものである。惺窩校正本では、律令社会からの逃亡というよりもっと直接的に、俗を離れることは「君臣」という儒教道徳に反することである、とここに表現したのではないだろうか。

最後に、相違点⑦の惺窩校正本「指_{ムネトシメシ}示_{ムネトシメシ}【三徳更開】五ノ教_{ノヲシテ}」についてふれておく。この部分は、仙覚本には「指_{ムネトシメシ}示_{ムネトシメシ}【三綱五教】_{ノヲシテ}三綱_ヲ更_ニ開_ク五ノ教_ヲ」とある。儒教の基本理念は「三綱五教」または「三綱五常」と言われる。清原宣賢講述の『毛詩抄』^⑩に、

君臣父子の道のないは薄_{ウス}ぞ。是を厚_{コトク}する道があるぞ。上には夫婦君臣父子の三綱の道を云て、こゝで広_{ヒロク}なつたぞ。夫婦父子君臣の三綱ばかりではないぞ。朋友兄弟もぞ。

とあるごとく、「君臣」「父子」「夫婦」の道を「三綱」、それに「兄弟(長幼)」「朋友」の道を足したものを「五教(五常)」といい、それぞれの理想的なあり方としては、

父子有_レ親、君臣有_レ義、夫婦有_レ別、長幼有_レ序、朋友有_レ信。
(『孟子』滕文公章句上^⑪)

とされる。惺窩校正本で「三綱」を「三徳」としたのはなぜだろうか。『三国伝記』^⑫巻第一「第二 孔子出生事」に「君臣・父子・夫婦ノ三徳ヲ開ク」の例もあるため、「三徳」を「三綱」と同義と解釈することも可能である。しかし、

「綱」字の草書体は「徳」字と非常に字形が近くなる。惺窩校正本では、このような字形の近似を利用して独自の解釈によって本文を変更するという例がいくつか見られる。⁽²³⁾ 当該箇所も、惺窩校正本による意図的な変更である可能性が高い。

「三徳」は儒教の経書において、例えば『尚書』（周書・洪範）では「正直」「剛克」「柔克」という人の性格の持つ三つの特色であるとし、『周礼』（地官・師氏）では「至徳」「敏徳」「孝徳」の三つであるとするなど様々に説かれている。⁽²⁴⁾ 中でも『中庸』には、

天下の達道五。之を行ふ所以の者三。曰く、君臣なり、父子なり、夫婦なり、昆弟なり、朋友の交なり。五の者は天下の達道なり。知・仁・勇の三つの者は、天下の達徳なり。

と説かれ、「五道（＝五教）」を行うために人が持つべき三つの徳であるとしている。⁽²⁵⁾ 先に惺窩校正本が「離俗先生」の精神性の穢れに言及していると述べたが、ここでは「五教」を行うための前提となる「三徳」としての「知・仁・勇」を示唆していると捉えることもできるのではないだろうか。

ここまでの考察から、惺窩校正本当該歌序は、ともすれば「離俗先生」となりがちな人間に対し、「人倫」という

主題を前面に出した訓戒となるよう改変していることが明らかになった。身体性を排除し、「離俗先生」の精神性の穢れに言及することで形式的・身体的にのみ俗を離れることの愚かさを説き、俗を離れることが即ち儒教道徳に反することであるとして、「三徳五教」により忠実な内容になつていると言えるだろう。

二 惺窩校正本「反感歌」長歌本文

前節で、相違点②の「侍養」から「孝養」への改変に大きな意味の変化はなく、中世・近世における一般的な表現への変更であることを述べた。歌本文においても、中世・近世における語法に則った改変や解釈が見られる。本節では先にその点について触れておきたい。

まず、惺窩校正本冒頭四句にある相違点⑧の「宇都久志」^シについて、高野氏旧蔵紙背本では「蔽」と振り訓字している。室町期以降、「うつくし」と「いつくし」は語形の類似から相互に連想が働き、意味的な混同が進んだ。「いつくし」が本来持っていた靈威の概念を後退させ、可憐な美を意味する用法を獲得した一方、「うつくし」は目下の者への慈愛・可憐さの意味に加え、事態の整った端正さを表す用法を獲得した。⁽²⁶⁾ 惺窩校正本の「蔽」の訓字は、「いつくし」の語義に引かれた解釈と見ることができよう。

また、こうした混同の中で「うつくし」は、「絵ハ青黄赤黒ヲ先画テ其アワイニ白イ粉ヲヒケバウツクシウアワイガ分レテキツカト見ユルゾ」の例に見られるように、物事ははっきりと区別されている状態をも表すようになる。すると、仙覚本「妻子みれば」から惺窩校正本「妻夫美禮婆」への改変は、「三徳五教」の説く「夫婦」のあり方、つまり「夫婦有別」を説くものとして解釈されるのである。

惺窩校正本当該歌において最も特筆すべきことは、相違点⑨、つまり冒頭四句の次に「遁路得奴、兄弟親族、遁路得奴、老見幼見」「朋友乃、言問交之」の挿入されていることである。ここで繰り返される「遁路得奴」の語構成は動詞「逃る」＋動詞「得」＋助動詞「ず」と考えられるが、「逃る」の語は『万葉集』に例がない。上代の散文字料の中には見られるものの、いずれも「具体的な何かから逃げる、遠ざかる、免れる」の意であり、この文脈で言うような「しがらみとなる縁・絆を断ち切る」の意で用いたものは私見の限り見られない。一方、中世以降、連体修飾「のがれぬ」の形で「特に、血縁・主従関係・信義などのうえで、切っても切れない間柄である」（『角川古語大辞典』）を表す下記のような例が見られるようになる。

今は残り留まりたる物とては、三族に遁れぬ一家の輩、

重恩を与へし譜代の侍、わづかに七十余人なり。

〔太平記〕 卷第十一「北国探題淡河殿自害の事」
此比沢田松原にての事承るに、源内殿の御事は御自分遁ざる間なれば、我とても他に存ぜず。

〔懷硯〕 卷二「三」 比丘尼に無用の長刀
「遁路得奴」を含むこの挿入部分は、室町期以降の語句の用法に基づいて付加されたものと考えざるを得ない。このようなことから、相違点⑨の挿入は室町期を遡るものではない得ず、藤原惺窩による独自の改変である可能性は一層高まったと言えるだろう。

ここからは再び惺窩校正本の改変意図について考察を進める。この長大な挿入によって歌冒頭の内容は、「三徳五教」のうち、「父子（親子）」「夫婦」「兄弟（長幼）」「朋友」のあり方を論じたものとなる。「朋友乃、言問交之」が挿入記号によって挿入されているのは、「三徳五教」の形を整えるために、原案を推敲して加えられたもののではないか。すると、直後の「余能奈迦波加久叙許等相理」という表現が明確に儒教的「人倫」を表すものとして立ち現れてくる。

仙覚本冒頭四句「父母をみればたふとし妻子みればめぐしうつくし」について、近世の注釈では次のように解釈されている。

父母をばたふとびて孝養すべく、妻子をばめぐみうつくしむべく、世上はかくのごとくぞ、道理は有物をなり。

(契沖『万葉代匠記(初稿本)』)

父母を尊み仕へて孝行を尽し、妻子をあはれみ愛するこそ、今日人道の常当然の道理と也。

(荷田信名『万葉集童蒙抄』)

いずれも、父母・妻子への自然の感情としての愛情についてではなく、父母に孝行し養う、また妻子を可愛がり守るといふ行動を「道理」と言っている。惺窩校正本においても同様に、「父子(親子)」「夫婦」「兄弟(長幼)」「朋友」の關係性において為すべき行動が「道理」として規定されていると考えられる。

では、儒教理念において最重要とされる「君臣」のあり方についてはどこに示されるのか。相違点⑩「阿米奈良婆、阿米乃麻尔麻尔」以下の表現がそれに当たろう。仙覚本で「あめへゆかば」と「畏俗先生」の行為として述べていたところを、「天ならば(天に在らば)」に改変している。このように存在の叙述に変更することにより、下の「地ならば」と明確な対を成す表現となる。

『日本書紀』卷第二十一・推古天皇十二年四月条にある「憲法十七条」第三条には次のようにある。

君は天なり、臣は地なり。天は覆ひ地は載す。(中略)

君言ふときは臣承る、上行ふときは下靡く。故、詔を承りては必ず慎め。謹まらずは自づからに敗れなむと。

惺窩が『日本書紀』に並々ならぬ興味を持つていたことは先に述べた通りである。惺窩校正本における「天」と「地」の対は、「憲法十七条」第三条にあるように、「君」「臣」の対として解釈されるのではないか。仙覚本に従えば、大君に奉仕すべき地に対し、天へ行つたならば「汝がまにまに」となるところ、惺窩校正本では、天においては天の道理に従い、つまり君主には君主のあるべき振る舞いがあり、臣下にあつては大君に従うことがあるべき振る舞いであると、君臣の道を説いているのである。

以上のように、惺窩校正本当該歌は、「三徳五教」の説く「君臣」「父子(親子)」「夫婦」「兄弟(長幼)」「朋友」の關係性において為すべき行動規範を具体的かつ明確に示すものへと改変されているのである。

最後に、韻律の都合で削除された二箇所、相違点⑩⑪について見ておきたい。まず、相違点⑩は、仙覚本にある「ゆくへしらねば」の一句を惺窩校正本で削っている。この一句によって五・七・七の韻律となるため、現代ではこれが段落の切れ目であると考えられている。しかし近世においてはここで段落を切らず、この上に五音の脱文があるものと考え、下旬の家族を棄てて出て行くことの根拠と解

釈しているものが多い。主な説をいくつかあげておく。

ユクヘシラネバ、若此上ニ、一句五字ノ落タルカ。此マ、ニテ意得バ、今マデハカ、ハラシキヲ忍テモ過シツレド、猶此ユクヘ如何バカリナラント（モ）シラネバナリ。

（契沖『万葉代匠記（精撰本）』）

此句解しがたし。決めて此上に一句脱したると聞ゆる也。尤下の句へつゞけたる五文字とも聞ゆる也。行方知らずも、世をふりすて、出行人はとよめる句とも見るべし

（荷田信名『万葉集童蒙抄』）

此句の上有一句脱文あらんと魚彦いへり、いかさま続さわろし、もし白雲のなどありつらんか、そはとまれこの詞、行方しらねばといふは、世の無常にあたる詞ならんか、

五字一句脱あらんとは先輩も既にいへり、白雲ノもおもしろし、ゆくへしらねばは心得ぬ詞也、

（田中道麿間・本居宣長答『万葉問聞抄』）

『万葉集童蒙抄』に「此句解しがたし」と言い、『万葉問聞抄』（答）に「心得ぬ詞也」ともあるごとく、近世の諸注釈でも理解したい句と考えられていたようである。惺窩校正本は、意味の上でも、また長歌の途中で五・七・七と句切れていることから、不自然かつ不要な句と考えて削除したものと考えられる。⑩の、仙覚本に

「ながなのらさね」とあつて五・七・七の句切れになっているところが、惺窩校正本では「名能良佐祢」と五音にされている。意味は変えず、音数だけを変更しているのである。これも長歌の途中で五・七・七と句切れるのを嫌ったための措置と考えられる。

以上のことから、改変箇所語法から見ても惺窩校正本の本文が室町期を遡るものではあり得ず、藤原惺窩による改変である可能性が一層高まったこと、そして序や歌本文の内容から、「人倫」という主題を前面に出し、「三徳五教」の説く「君臣」「父子（親子）」「夫婦」「兄弟（長幼）」「朋友」の關係性において為すべき行動規範を具体的かつ明確に示した倫理的訓戒の色を一層強めたものになっていることを指摘し得た。

おわりに

以上述べ来たつたように、惺窩校正本の当該歌は、おおよそ本文校訂などとは言えないような歌本文の大幅な改変が施されている。

藤原惺窩は堂上家である下冷泉家の生まれであるが、幼くして仏門に入り、朝鮮国使との交流などを通じて儒者となる。そして、徳川家康や赤松廣通をはじめ多くの大名と交友があり、経書を講ずるなどしている。浅野幸長もその

一人である。「惺窩先生行状」によれば、惺窩は慶長十一年からの数年間に、紀州に赴いて浅野幸長のために経書を注解し、『古文真宝』を講じ、厚遇を受けている。

惺窩校正本の一本によって訓点を書き入れたものである天理図書館所蔵「古活字本万葉集」^②巻二十末尾には、次のような墨書の書写奥書が存する。

此万葉集之点者、妙寿院惺齋公、浅野紀伊守幸長公所望ニヨリテ、門人伯郎ト云能筆ニ命シテ写サセ点ヲ改奉之御本之点ノ写也。可秘之。

西川安之

惺窩に経書の講義を受けた浅野幸長が惺窩校正本『万葉集』を所望したというのである。

『万葉集』研究はこの後、国学者たちによって大きく進められることになる。『万葉集童蒙抄』は当該歌群反歌について、「此歌などをもて、今日我國の教をもしめすべき也。神道の教のはしともなるべきはかやうの歌也。畢竟人道の常を守れよと示せる歌也」と言う。城崎陽子氏は、荷田春満が「神祇道学」を唱え、「道義」「人倫」といった儒教倫理思想に基づく万葉歌による「教誡」を志しており、この時期には「『自然の情』である歌を儒教倫理教化の一つの手段とする考え方は、既に一般的な考え方として認められていた」と述べる。惺窩が万葉歌を儒教倫理に基づき、

より具体的・教訓的なものに書き換えて解釈したことは、万葉歌による儒教的「教誡」の先蹤として位置付けられるのではないか。

さらに賀茂真淵に至って、古学に基づく『万葉集』本来の姿を捉えようとする方向へと進む。仏教的要素を排除し、儒教的に『万葉集』を解釈しようとした惺窩校正本と、儒仏などの外来思想を排除して日本古来の思想のみを抽出しようとする国学のあり方とは、表現の上での相違はあるものの、方向性に通底するものがあるように思われる。

注

(1) 高野辰之氏「出でよ冷泉家伝本万葉集―藤原惺窩筆万葉集断簡出づ―」『国語と国文学』第九巻第六号（一九三二年六月）。永井義憲氏「惺窩校訂の万葉集に就いて」『国文視野』第四輯（一九三七年三月）。

(2) 惺窩校正本の完本としては他に、前田家一本（尊経閣文庫所蔵）、白雲書庫本（東洋文庫所蔵）、八雲軒本（國學院大學図書館所蔵）の三本が知られている。

(3) 拙稿「惺窩校正本『万葉集』について―天理図書館所蔵『古活字本万葉集』の検討から―」『古代学』第一号（二〇〇九年三月）。なお、『校本万葉集』首巻「万葉集諸本系統の研究」（岩波書店 一九三一年）、太田兵三郎氏「藤原惺窩の人と学芸」（『藤原惺窩集上巻』思文閣出

版一九四一年)にも、惺窩自身による改変の可能性について指摘がある。

- (4) 近世諸注釈の引用は、北村季吟『万葉拾穂抄』は古典索引刊行会編『万葉拾穂抄 影印/翻刻』(塙書房 二〇〇二〜〇六年)、契沖『万葉代匠記』は『契沖全集』第一〜七卷(岩波書店 一九七三〜七四年)、荷田信名『万葉集董蒙抄』は『復刻版荷田全集』第二〜五卷(名著普及会 一九九〇年)、賀茂真淵『万葉考』は『賀茂真淵全集』巻一〜五(続群書類従完成会 一九七七〜八五年)、田中道麿間・本居宣長答『万葉集問聞抄』は『本居宣長全集』第六卷(筑摩書房 一九七〇年)、橘千蔭『万葉集略解』は覆刻日本古典全集(現代思想社 一九八二年)、鹿持雅澄『万葉集古義』は図書刊行会(一九二三年)、岸本由豆流『万葉集攷証』は万葉集叢書第五輯(臨川書店 一九七二年復刊)によった。なお、濁点は私に補ったところがある。
- (5) 注1高野氏論文による。この文書は現所蔵者不明であるが、万葉集二歌群のうち、巻五・800〜801歌の全部と巻二十・4465歌の冒頭は高野氏著書『古文学踏査』(一九三四年 大岡山書店)に影印が載る。翻刻はこの影印によって行った。
- (6) 拙稿「惺窩校正本『万葉集』の底本と本文校訂」『叙説』四十三号(二〇一六年三月)。
- (7) 沢瀉久孝氏『万葉集注釈 巻第五』(中央公論社 一九五九年)。
- (8) 武田祐吉氏『増訂万葉集全註釈 五』(角川書店 一九五七年)。
- (9) 『上代日本文学と中国文学 中』第五篇「万葉集の表現」第六章「山上憶良の述作」(塙書房 一九六四年)。
- (10) 『抱朴子』対俗篇には「蓋、聞く、身体を傷らざる、之を終孝と謂ふと。況や仙道を得て、長生久視し、天地と相畢らんには、全を受けて完を帰すことに過ぐることも亦遠からずや。」「仙を求めんと欲する者は、要するに当に忠孝和順仁信を以て本と為すべし。若、徳行修まらずして、但方術を務むるも、皆長生を得ざるなり。」とあり、勤求篇には「明師の恩は、天地よりも過ぎ、父母よりも重しと為すこと多し、之を崇ばざる可けんや、之を求めざる可けんや。」とある(書き下し文は石島快隆氏訳註『抱朴子』(岩波文庫 一九四二年)によった)。秋月観映氏は『抱朴子』について、「仙道の修業と孝道は何等矛盾しないのみか、却って孝道の実践が得道の要件であり、寧ろ得道こそが世俗的な意味における孝道の最たるものであると云う立場をとっていることが窺われる。」「(道教と仏教の父母恩重経——両経の成立をめぐる諸問題——)『宗教研究』三九・四 一九六六年」と言い、増尾伸一郎氏(『万葉歌人と中国思想』第二部「山上憶良と中国典籍」第一章「嘉摩三部作と道仏二教の『父母恩重経』」吉川弘文館 一九九七年)もこれを首肯する。
- (11) 調査には、『邦訳日葡辞書』(岩波書店 一九八〇年)、

『古本節用集六種研究並びに総合索引』（風間書房 一九六八年）、『文明本節用集研究並びに索引』影印編（風間書房 一九七〇年）、『印度本節用集「古本四種」研究並びに総合索引』（勉誠社 一九七四年）、『印度本節用集和漢通用集他三種研究並びに総合索引』影印編（勉誠社 一九八〇年）を用いた。以下、『日葡辞書』等の引用はすべてこれらによる。

(12) 引用は新編日本古典文学全集によった。

(13) 注3拙稿。

(14) 廣川晶輝氏「山上憶良『令反或情歌』の「畏俗先生」について」（『甲南大学紀要 文学編』一五三 二〇〇八年三月）に詳しい。『校本万葉集』によれば、諸本「畏俗先生」とある中、紀州本のみ「倍俗先生」とする。広瀬本は「畏」の右に別筆にて「異力」の書入が見られる。近世諸注釈においては、『万葉代匠記』（初稿本／精撰本）に「畏ハ疑異ノ魯魚耶」と言い、『万葉考』、『万葉集古義』は「異」を採る。

(15) 京都大学附属図書館蔵本（請求記号：「UG/M/V」貴）による。調査は京都大学電子図書館貴重資料画像 (<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/index.html>) によった。句読点・濁点は私に付した。

(16) 引用は新日本古典文学大系によった。以下、『続日本紀』の引用はすべて同じ。なお、和銅元年正月十一日詔、養老元年十一月十七日詔にもほぼ同義の文が見える。

(17) 引用は日本思想大系3『律令』によった。

(18) 『藤原惺窩集上巻』（思文閣出版 一九四一年）によつて、私に書き下し文に改めた。

(19) 高野辰之氏「藤原惺窩の古典改修―神代紀と万葉集―」（『国語国文』第二巻第十号（一九三三年十月）。本稿で用いている高野氏旧藏紙背本の神代紀部分を指している。注5高野氏著書に一部影印が載る。

(20) 『毛詩抄 詩経（一）』（岩波書店 一九九六年）によった。なお、この部分は『毛詩』巻第一国風・周南「閨雎」の序にある「先王以是経夫婦。成孝敬。厚人倫。美教化。移風易俗。」に対する『毛詩正義』の「倫、理也、君臣父子之義、朋友之交、男女之別、皆是人之常理、父子不親、君臣不敬、朋友道絶、男女多違、是人理薄也、故教民使厚此人倫也。」についての注釈である。

(21) 引用は新釈漢文大系4『孟子』（明治書院 一九六二年）によった。なお、「五教（五常）」については戸令国守巡行条の「敦く五教を諭し農功を勧め務めしめよ」に対して、『令義解』に「謂。五教者。五常之教。則父義。母慈。兄友。弟恭。子孝。是也」（新訂増補国史大系22『律／令義解』。「戸令国守巡行条」の引用は、私に書き下し文に改めた）と釈される。上代における「五教」の理解はこのようであったと考えられる。一方、『万葉拾穂抄』当該歌序頭注に「五教 虞書舜典ニ曰、敬テ敷テ五教ヲ。「註」父子有レ親、君臣有レ義、夫婦有レ別、長幼有レ序、朋友有レ信、以ニ五ノ者ノハ当然之理ナルヲ而為ニ教令ヲ也。」（「註」は宗の蔡沈のもの）、『浮世物語』巻第

四「六 天の命ずる性といふ事」に「五倫とは、君臣と父子と夫婦と兄弟と朋友となり。(中略) つねに行ふて捨てざるべきが故に五常とは名づくるものなり」(新編日本古典文学全集『仮名草子集』)とあり、中世・近世においてはこの解釈が一般的であったか。惺窩校正本の歌本文から考えると、惺窩校正本の「五教」理解はこちらであったと考えられる。

- (22) 引用は中世の文学『三國伝記(上)』(三弥井書店 一九七六年)によった。
(23) 注6拙稿に述べた。

- (24) 清・阮元校勘『十三經注疏附校勘記』(中文出版社 一九七一年)により、『尚書』は全釈漢文大系11『尚書』(集英社 一九七六年)を参照した。

- (25) 引用は全釈漢文大系3『大学・中庸』(集英社 一九七四年)によった。

- (26) 『日本国語大辞典』第二版、『時代別国語大辞典(室町編)』による。

- (27) 『抄物資料集成 第一巻』(清文堂出版 一九七一年)所収、内閣文庫蔵本『史記抄』十「弟子第七 六十七」。濁点は私に補った。

- (28) このように解した場合、正しくは「のかれえぬ」と活用するべきである。あるいは、惺窩校正本の表題に「カヘサヒ」の訓があるため、動詞「逃る」+接尾語「ふ」+助動詞「ず」とも考えられる。接尾語「ふ」は通常、四段活用動詞の未然形に接続するが、「うつろふ」など

動詞活用語尾が才段音に転じる場合もある。また、通常は「ふ」自体も四段活用するが、「ながらふ」など下二段活用となる場合もある(『時代別国語大辞典(上代編)』を参照した)。ただ、その場合は「のかるへぬ」あるいは「のかるひえぬ」とならねばならず、前者は訓字「得」の表意性も無視することになる。いずれにせよ、語構成として無理のある句と言わざるを得ない。

- (29) 引用は新編日本古典文学全集によった。
(30) 引用は『決定版 対訳西鶴全集5』(明治書院 一九八三年)によった。

- (31) 引用は新編日本古典文学全集によった。
(32) なお、この直前にある「可^カ良^カ波^ハ志^シ母^モ与^ヨ」の解釈は現代でも諸説割れており、近世においても様々な説が試みられていた。主な説は以下の通りである。

I、そうであるならば：『万葉拾穂抄』、『万葉問聞抄』田

中道麿問
II、煩わしいものだ：『万葉代匠記(精撰本)』、『万葉集

古義』
III、離れ難いものだ：『万葉問聞抄』本居宣長答、『万葉

集略解』
IV、そうあるようにせよ：『万葉集童蒙抄』

高野氏旧蔵紙背本では、「可^カ良^カ波^ハ」の部分に「如^レ是有者」と振り訓字がある。惺窩校正本は『万葉拾穂抄』と同じように、「そうであるならば」の意と考えていたことになる。季吟が『万葉拾穂抄』の底本に用いた惺窩

校正本には、高野氏旧蔵紙背本と同じように振り訓字があったか（「久尔能麻保良」についても高野氏旧蔵紙背本には「国守」の振り訓字があり、『万葉拾穂抄』に「国のまほら 国の守り也。守るべき国法ぞといふ心也」と、惺窩校正本の振り訓字を継いだと見られる説を用いている）。一方、惺窩校正本諸本の中で、「志母与」の「与」を「卜」と訓むか「ヨ」と訓むかに異同がある。

・志母与……前田家一本、八雲軒本
・志母与……高野氏旧蔵紙背本、白雲書庫本、天理図書館所蔵「古活字本万葉集」書入、〔万

葉拾穂抄〕

「可^カ良^カ波^ハ」を「如^シ是^シ有^ク者^ト」と解釈し、句末を「ヨ」と訓む場合、「志母」は強意の副助詞、「ヨ」は詠嘆の間投助詞と解せられるので、「そう（三徳五教が世の道理）であるならば、ああ（なお一層のこと）、家族を捨て去って出て行く人は……」というように、下に続く句を強調することになるだろう。一方、句末を「卜」と訓む場合、それは引用の意と解せられる。すると、『そうであるならば』と言って家族を捨て去って出て行く人は……』となり、続きが悪い。引用と解する場合、「可^カ良^カ波^ハ志母^{シモ}」を契沖のように「煩わしいものだ」の意に解したほうが、『（世の道理は）煩わしいものだ』と言って家族を捨て去って出て行く人は……』となり自然である。現存本の成立順については別稿を用意するが、「与」を「ヨ」と訓み「如^シ是^シ有^ク者^ト」の意とするのが惺窩校正

本の決定稿であると筆者は考えている。

(33) 所蔵書名を「万葉集（古活字版）」とする（請求番号：911.92-129）。翻刻にあたっては、字体は通行のものに改め、句読点は私に付した。

(34) 『近世国学と万葉集研究』第三章「荷田春満の万葉集研究・円熟期」第六節「荷田春満の『神祇道学』とその継承」（おうふう 二〇〇九年）。

(35) 注3拙稿、および拙稿「『万葉拾穂抄』と惺窩校正本『万葉集』」（『叙説』第四十号 二〇一三年）において、惺窩校正本巻五の漢文や序に、仙覚本に存在する仏典関係の表現の大幅な削除が見られることを指摘した。

【附記】

天理図書館所蔵「古活字本万葉集」奥書翻刻にあたり、天理図書館から御許可をいただいた。記して御礼申し上げます。また、本稿は、第四十二回萬葉語学文学研究会（平成二十七年三月二十八日 於関西大学）において口頭発表した内容を再構成したものである。なお、これは平成二十六年年度科学研究費助成事業（若手研究 B 課題番号24720096）、平成二十七年年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費 課題番号26178）による成果の一部である。